

# 統計調査員を募集しています！

## 📍登録調査員制度

統計調査が実施されるときに、事前に登録している調査員へ調査を依頼し、統計調査員の仕事に従事していただく制度です。広く、皆さんから希望される方の登録を受け付けています。

## 📍統計調査とは

国勢調査や事業所・企業統計調査など、さまざまな調査があり、1年間に概ね2～3種の統計調査が実施されています。この各種統計調査の調査対象を訪問して、調査票を配布・回収していただく方を登録統計調査員といいます。

## 📍調査員の身分

調査期間中（概ね2か月間）は、国勢調査の場合は、非常勤国家公務員、その他の指定統計調査の場合は、非常勤地方公務員となります。それにより、調査員には調査で知った事柄を他の人には漏らしてはならないという守秘義務が課せられています。

## 📍仕事の内容

- ① 町が主催する調査説明会への出席
- ② ①を受け担当調査区の範囲と調査対象の確認
- ③ 記入依頼及び調査票の配布
- ④ 調査票の収集
- ⑤ 集めた調査票の検査・整理
- ⑥ 調査関係書類を町へ提出



## 📍報酬

調査の種類、受け持ち件数にもよって異なりますが、約2～4万円ほどです。

## 📍応募資格

- ・原則として民間の方
- ・原則として満20歳以上、75歳未満の方
- ・責任をもって調査事務を行える方
- ・秘密の保護に関し信頼のおける方
- ・税務・警察に直接関係のない方
- ・公職の候補者の選挙活動に直接関係のない方



## 📍申込み・問合せ

蟹江町登録統計調査員申込書を下記まで提出してください。

蟹江町役場政策推進室ふるさと振興課 統計係

☎0567-95-1111 FAX0567-95-9188